

## 平成26年度税制改正大綱について

対象先

DB年金

厚年基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- ▶ 本日、与党にて「平成26年度税制改正大綱」※が決定し、公表されたのでご案内します。
- ▶ 大綱においては、「特別法人税の課税凍結期限の3年延長（平成29年3月末まで）」、「企業型DCの拠出限度額の引上げ」等について示されております。

※ [https://www.iimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf128\\_1.pdf](https://www.iimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf128_1.pdf)

### 特別法人税の課税凍結期限延長について

- ✓ 特別法人税の課税凍結措置について、3年延長(平成29年3月末まで)する。

⇒ 特別法人税の課税凍結期限が平成26年3月末に到来することに伴い、信託協会等の関係団体が特別法人税の撤廃を要望しておりましたが、最終的に、課税凍結措置について3年間延長される旨、大綱にて示されました。  
なお、大綱に沿って、来年1月からの通常国会に税制改正関連法案が提出され、審議が行われることとなります。

## 企業型DCの拠出限度額の引上げについて

- ✓ 企業型DCの拠出限度額について、以下の通り引き上げる。

		現行	改正後
企業型	他の企業年金がない場合	月額5.1万円	月額5.5万円
	他の企業年金がある場合	月額2.55万円	月額2.75万円
(ご参考) 個人型	—	月額2.3万円	変更なし

⇒ 今後、DC関係法令の改正が行われることとなりますが、施行時期は未定。

## その他(大綱にて「検討事項」とされた内容(抜粋))

- ✓ 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

以上